

有機合成化学協会関西支部賞表彰規程

平成14年11月22日制定
平成21年 3月 9日改定
平成23年 3月 8日改定
平成23年10月28日改定
平成30年 3月27日改定

(総 則)

第1条 有機合成化学協会関西支部は、有機合成化学に関連した研究・技術で顕著な業績と認められた関西支部所属の会員もしくは関西・北陸を活動拠点とする研究者に対し支部賞を贈る。

(授賞の件数)

第2条 支部賞の授賞件数は毎年3件以内とする。

(受賞候補者の推薦)

第3条 推薦者は支部幹事もしくは関西支部所属の会員とする。

- 2) 推薦者は、所定の推薦様式に基づいて、受賞候補者を毎年5月末日までに支部長宛に届け出なければならない。

(審査の方法)

第4条 受賞者選定のため、支部賞選考委員会を置く。

- 2) 選考委員会は支部長を含む委員10名をもって構成する。委員の人選は支部長が行い、支部長は必要に応じて委員を増員委嘱することができる。
- 3) 選考委員会は受賞者を選定し、その結果を幹事会に諮り、承認を得て受賞者を決定する。

(表 彰)

第5条 受賞者表彰は支部主催講演会の日に行う。

- 2) 受賞者には、賞記並びに副賞を贈呈する。

(補 則)

第6条 支部賞表彰規程の改廃は支部幹事会の議を経て行う。

付 則

この規程は幹事会の議決のあった日から施行する。